

第73号議案

府中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年11月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

国民健康保険における出産育児一時金の額の見直しに伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

府中市国民健康保険条例（昭和34年3月府中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

付則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中第8条第1項の改正規定は令和4年1月1日から、付則第3項の改正規定は公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第8条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の被保険者の出産について適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。